

“第 1 期中期目標期間最終年度の評価結果”

平成 22 年度公立大学法人横浜市立大学の業務の 実績に関する評価結果を公表します

横浜市公立大学法人評価委員会は、地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人横浜市立大学の業務実績を毎年度評価し、評価結果を市長に報告しています。

このたび、平成 22 年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果を取りまとめましたので、公表します。

【今回の評価結果（全体評価から抜粋）】

全体としては第 1 期 6 年間の成果と課題を総括しつつ、第 2 期計画期間への移行が概ね順調に進められており、年度計画に沿った法人運営が進められたと認められる。

法人としては第 1 期中期計画期間で達成できなかった課題やさらに社会経済情勢の変化等に伴い今後新たに取り組むべき課題等を的確に整理するとともに、今年度に発生した不祥事を受けたガバナンス機能の強化・コンプライアンスの推進については、第 2 期中期計画において個別に項目を立てて対応することとしていることでもあり、これまで以上にその実現に向けた積極的な取組が進められることを期待したい。

※ 詳細な評価結果については別添「平成 22 年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果」のとおり。

※ なお、第 1 期中期目標、中期計画期間（平成 17 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）の総合評価についても、年内を目途に取りまとめ、公表する予定です。

【参 考（評価委員会の概要）】

■目的

公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価等を行うため設置（平成 16 年 12 月 24 日）

■評価委員会の主な事務

1. 各事業年度における業務実績についての評価
2. 中期目標期間における業務実績についての評価 など

（裏面あり）

■委員構成

委員長	川村 恒明	公益財団法人神奈川芸術文化財団 顧問
委員	蟻川 芳子	日本女子大学 学長
	岸 勲	日本公認会計士協会神奈川県会 相談役
	桐野 高明	独立行政法人国立国際医療研究センター 理事長
	山上 晃	横浜商工会議所 顧問

■根拠条文（地方独立行政法人法より抜粋）

（地方独立行政法人評価委員会）

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

■開催状況

1. 第36回横浜市公立大学法人評価委員会（平成23年4月28日開催）
2. 第37回横浜市公立大学法人評価委員会（平成23年6月28日開催）
3. 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター視察
（平成23年7月4日開催）
4. 第38回横浜市公立大学法人評価委員会（平成23年7月4日開催）
5. 第39回横浜市公立大学法人評価委員会（平成23年8月5日開催）
6. 第40回横浜市公立大学法人評価委員会（平成23年8月22日開催）

お問い合わせ先

横浜市公立大学法人評価委員会事務局（横浜市政策局大学調整課）

横浜市政策局大学調整課担当課長 永木 宏一郎 Tel 045-671-4271